

～制度調査部情報～

2007 年 4 月 24 日 全 2 頁

連結配当規制とは

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 46

【要約】

- 会社法の下では、配当に関する分配可能額の算出につき、連結ベースで行うという連結配当規制という制度が存在する。
- それは、分配可能額を単体ベースで算出した額より、連結ベースで算出した額のほうが少ない場合、その少ない連結ベースで算出した額がその会社の分配可能額となるというものである。
- この制度は任意の制度であるが、採用する上場会社も存在する。

「連結配当規制」とは？

大雑把に言えば、会社法上の分配可能額^(注1)（剰余金の配当の上限）を単体ベースで算出した額より、連結ベースで算出した額のほうが少ない場合、その少ない連結ベースで算出した額がその会社の分配可能額となる制度。なお、連結ベースで算出した場合のほうが多くても、単体ベースで算出した額が上限となる。連結配当規制の制度を採用するか否かは、会社の任意である。また、連結配当規制の制度を採用した会社を、連結配当規制適用会社^(注2)という。

(注1) 分配可能額の算出の詳細については、以下のレポート参照。

- ・「会社法下の分配可能額～会社法関連省令シリーズ12～」(横山淳、2006.6.23 作成)

(注2) 「連結配当規制適用会社」の正式の定義は、「ある事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時から当該ある事業年度の次の事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時までの間における当該株式会社の分配可能額の算定につき第186条第4号の規定を適用する旨を当該ある事業年度に係る計算書類の作成に際して定めた株式会社（ある事業年度に係る連結計算書類を作成しているものに限る。）」（会社計算規則2条3項72号）である。

<目的>

○わが国における会社をめぐる規制体系が連結ベースを問題にするものにも力点がおかれるようになってきている。そこで、配当規制についても、単体ベースでは規制内容に反映されない子会社の損失や子会社との取引による親会社における利益の計上等を適切に規制することが好ましいと考えられたからである(注3)。

＜連結配当規制適用会社となるための手続き＞

- ある事業年度にかかる計算書類の作成に際して、「連結配当規制の適用を受ける」と定めることにより、連結配当規制適用会社となる。このときの決定機関については特に規定は存在しない（取締役会設置会社でも、取締役会の決議によれとは法令上は強制されていない。）。
- 「連結配当規制の適用を受ける」という決定をした場合には、これを連結配当規制適用会社に関する注記として、会社法上の計算書類の一つである注記表に記載することが必要となる（会社計算規則 129 条 1 項 11 号、143 条）。

＜メリット＞

- 会社法制化のメリット
 - ①連結配当規制適用会社の子会社間における親会社株式の取得が自由になる（会社法施行規則 23 条 12 号）。
 - ②連結配当規制適用会社が、簿価債務超過の子会社を吸収合併などする際、説明義務の規定の適用がなく、簡易合併などを利用することも可能となる（会社法 795 条 2 項 1 号、796 条 3 項、会社法施行規則 195 条 3～5 項）。
- 事実上のメリット
 - ③連結配当規制を選択しているということ自体に対して、市場や会社債権者から評価を受けることができる。

＜採用事例＞

- ①宝印刷（7921）
「第 69 期(2006 年 5 月期) 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書」の 15 ページの下から 4 行め参照。
(<http://www.takara-printing.jp/notification/pdf/7921ko200608.pdf>)
- ②ニッピ（7932）
「平成 19 年 3 月期 中間決算短信（連結）」の 3 ページの（2）参照。
(http://www.nippi-inc.co.jp/ir/info/pdf/IR_Info_Release_H181115_01.pdf)
- ③三菱鉛筆（7969）
「第 132 回定時株主総会招集のご通知」の 22 ページの 8 参照。
(<http://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/2007kabunushi.pdf>)

＜参考書籍、参考記事＞

〔書籍〕

- 相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006 年）の 509 ページ。

〔記事〕

- 相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法関係法務省令の解説（9） 分配可能額〔上〕」（旬刊商事法務 No. 1767 [2006. 5. 25] の 34～46 ページ。特に 42～46 ページ）。
- 相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法関係法務省令の解説（2） 株式・新株予約権・社債」（旬刊商事法務 No. 1760 [2006. 3. 5] の 4～16 ページ。特に 7 ページ）。
- 石川貴教（弁護士）「ミニ解説 連結配当規制とは」（旬刊経理情報 No. 1122 [2006. 7. 20] の 42～43 ページ。）